入口	植　田	—	—	—	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	—	—	—	—	
	高針ジャンクション	—	—	—	—	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	—	—	—
	名古屋	—	—	—	—	—	—	—	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	—	—	—
	本　郷	—	—	—	—	—	—	—	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	—	—	—
	上　社	—	—	—	—	—	—	—	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	—	—	—
	大　森	—	—	—	—	—	—	—	—	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	—
	松河戸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858

⑮　障害者割引

イ　割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年９月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の㈠又は㈡の要件を満たすものとして、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

㈠　手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

㈡　手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年９月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき中日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

ロ　割引率

割引率は50パーセント以下とする。

⑯　乗合型自動車（定期路線）割引

イ　割引をする自動車

高速国道を通行する別添１－１に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条第１項に規定する許可を受けて同法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が同法第21条第２号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね80パーセント以上に停車する自動車で、かつ、大口・多頻度割引の適用に関する契約を３会社のいずれかと締結した利用者の自動車。

ロ　割引率

割引率は30パーセントとする。

⑰　割引相互間の適用関係

イ　割引相互間の重複適用関係

①から④及び⑥から⑯に定める割引相互間の重複適用関係は別添７のとおりとする。

ロ　重複適用無しと定めた割引の適用方法

別添７において重複適用無しと定めた割引のうち２以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ　⑤と①、⑤と③、⑤と④、⑤と⑥から⑨及び⑤と⑪から⑮までの割引相互間における重複適用関係

㈠　①、③又は⑪から⑭は、⑤と重複して各々の割引を当該自動車に適用する。

㈡　④、⑥から⑨又は⑮の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤は適用しないものとする。ただし、⑤ロの㈠から㈢により算出する額が、⑦、⑧又は⑨の割引を適用して算出した額より低い場合には、⑦、⑧又は⑨の割引を適用して算出した額から⑤ロの㈠から㈢により算出した額を差し引いた額を中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

⑱　企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、かつ公正妥当なものである場合には、以下のとおり割引を実施することができる。

イ　割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ　割引率等

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。

ハ　実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ　適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ　事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

⑷　高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ　割引をする自動車

高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ　割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ　実施する期間

実施する期間を限定する。